

# 第1章

## 第4期横浜市地域福祉

### 保健計画の策定に当たって

## 1 地域福祉保健計画について

### (1) 地域福祉保健計画の策定・推進の経過

平成 12 年の「社会福祉法」の改正により、新たに第 107 条に地域福祉の推進に関する事項を定める市町村地域福祉計画を策定する等の規定が定められました。

横浜市では、「社会福祉法」の改正前より取り組んできた住民、事業者、関係機関、団体等との協働によるまちづくりを更に進めるため、平成 16 年度に第 1 期横浜市地域福祉計画（計画期間：平成 16～20 年度）を策定しました。第 2 期計画（計画期間：平成 21～25 年度）から名称を地域福祉保健計画とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。また、第 3 期計画（計画期間：平成 26～30 年度）からは、横浜市社会福祉協議会が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、取組を一体的に推進するとともに、愛称を「よこはま笑顔プラン」としています。

#### <地域福祉保健計画の推進経過>

年度	経過	特徴
平成 12 年度	社会福祉法改正、市町村地域福祉計画を位置付け	—
平成 16 年度～	第 1 期横浜市地域福祉計画策定 (期間：平成 16 年度～20 年度)	・社会福祉法改正を踏まえ、市及び全区で地域福祉計画を策定
平成 21 年度～	第 2 期横浜市地域福祉保健計画策定 (期間：平成 21 年度～25 年度)	・全区で地区別計画を策定 ・福祉と保健の取組を一体的に推進 ・「地域福祉保健計画」に名称変更
平成 26 年度～	第 3 期横浜市地域福祉保健計画策定 (期間：平成 26 年度～30 年度)	・市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体化、連携して推進

### (2) 地域福祉保健とは

「地域福祉保健」とは、地域の住民・住民組織と関係団体、社会福祉協議会（以下、「社協」といいます。）、行政等の関係者が協力して、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域社会を実現していくことです。

具体的には、個人や世帯の抱える困りごと等の生活課題やそれぞれの地域の状況に応じた地域課題を地域住民や関係者で受けとめ、協力して地域で解決していくこと（地域福祉）、また、生活課題や地域課題と健康問題の関連性に着目し、これらを一体的に捉え、予防的な視点をもって心身の健康保持及び増進を推進すること（地域保健）です。

生活課題や地域課題の解決へ向けた取組や心身の健康づくりに向けた活動等が、住民の生活に密着したより小さな地域から区域、市域を含めてより広域的に重層的\*に広がっていくこと、また、その中で住民一人ひとりの思いが引き出されるとともに、生きがいをもっていきいきと自分らしく過ごしていくことを目指します。

\*重層的：支援が必要な人を支える制度や活動の守備範囲が重なり合って、そこから抜け落ちる人が少なくなっている状態

### (3) 地域福祉保健計画の策定の趣旨

地域福祉保健計画の策定の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化し、合意形成を図りながら推進していくことにあります。

計画の策定を通じて、地域住民と関係機関・団体等が地域ごとの現状と課題を明らかにし、より良いまちづくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めていくことができます。

また、これまでの計画推進の中で大切にしてきたことは、「住民主体」と「協働」です。地域の状況に合わせて、より良い地域づくりを進めていくためには、そのまちに住む一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持つこと、そして地域住民や自治会町内会をはじめとする住民組織と、地域にある様々な機関や団体、施設等が協力して地域福祉保健の推進に取り組むことが重要です。

### (4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携

地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、一人では解決できないことをお互いに助け合う「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。

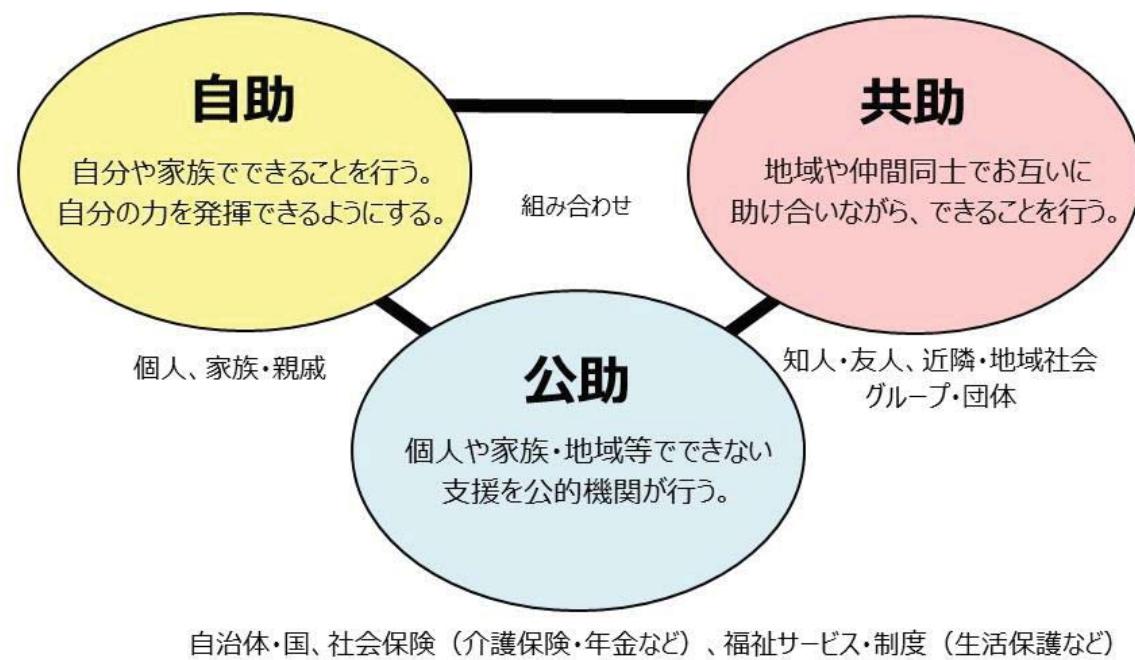
地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、関連付けながら総合的に取組を進めていきます。

＜自助・共助・公助の定義について＞

【自助】自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

【共助】地域や仲間同士でお互いに助け合いながら、できることを行う。

【公助】個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。



## 2 第3期市計画の概要・振り返り

### (1) 第3期市計画のねらい

住民主体と協働による地域福祉保健の推進のため、関係機関等が協働し、地域を支援する体制づくりや様々な活動に取り組むとともに、障害や病気の有無に関わらず、社会の一員として支え合い、互いに尊重し助け合って生きていく地域社会をつくることを目指しました。

また、様々な取組に健康につながる視点や要素を織り交ぜることで、まちづくりを通じて誰もが健康を大切にする社会を目指しました。

そのような社会を実現するために、従来の取組では把握することが困難な対象層を、地域で見守り支援につなげる仕組みづくりを提示しました。

また、幅広い層に向けた啓発と、様々な主体との連携を強化していくような工夫や、地区別計画だけでは解決できない課題について、市域・区域における取組の工夫をすることを提案しました。

### (2) 取組の方向性

第3期市計画では以下の方向性のもとに取組を進めました。

- ・地区別計画を基盤として、地域の状況に応じた住民主体の課題解決の取組や地域づくりを更に推進すること
- ・自助・共助・公助の組み合わせにより、身近な地域において多様な主体による見守りや権利擁護等「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みづくり」を推進すること
- ・地域への関心を深め、様々な主体が活動に参加できる場づくりを進めることにより「幅広い市民参加による取組」を進めること

### (3) 成果

第3期市計画の取組の推進を通じて、以下の成果が得られました。

- ・地域支援の体制づくりが進み、地域の状況に応じた住民主体の取組が進められています。
- ・住民や事業者による日常的な見守り活動、住民を含む関係者による地域の生活課題の把握や解決に向けた検討、市民後見人の養成や受任者への支援等の権利擁護の取組が進んでいます。
- ・新たな拠点やネットワークを活用した取組により、地域でのつながりづくりが進み、多様な主体による地域活動が拡大しています。

### (4) 第4期計画に引き継がれる課題

第3期市計画から以下の課題を引き継ぎ、第4期計画で引き続き取組を進めています。

- ・自治会町内会圏域等、より住民に身近な地域での取組を推進し、地域福祉保健の取組を充実させていくための支援の基盤づくりを更に推進していくことが必要です。
- ・支援が必要な人を早期に発見し適切な支援につなげられるよう、生活課題・地域課題の把握・解決の仕組みや体制づくりを一層推進していくことが必要です。
- ・幅広い層が社会参加できるよう多様な選択肢の提供や様々な主体の協働による取組が必要です。

### 3 地域福祉保健を取り巻く状況の変化

#### (1) 社会状況の変化と「地域共生社会」づくり

少子高齢化や人口減少の進展、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化、非正規雇用の拡大等、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。同時に「社会的孤立」や介護と育児の問題を同時に抱える等の「複合的な課題」、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。

こうした中で、これまで対象ごとに整備が進められてきた公的支援が、今後、様々な課題に包括的に対応していくことが求められています。また、改めて地域を基盤にした支え合いが注目され、福祉保健分野を問わず、様々な主体が協力して課題を解決する力を高めていくことが必要とされています。

国では、このような状況を踏まえ「地域共生社会\*の実現」を目標に掲げ、社会福祉制度の改革へ向けた様々な検討が進められています。この改革は、「我が事」と「丸ごと」の2つのキーワードで説明されます。

##### ・「我が事」

家庭の機能低下や、日常の様々な場面におけるつながりの弱まりを背景に、社会的孤立や制度の狭間の課題が表面化していることから、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」の意識をもって、課題の解決や地域づくりに主体的に取り組み、つながり支え合う地域を育んでいくこと。

##### ・「丸ごと」

様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られること等を背景に、課題に包括的に対応したり、地域の実情に応じて高齢・障害といった分野を越えた総合的な支援を提供できるようにすること。

\* 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域社会にある様々な社会資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

#### (2) 国における法改正・制度の見直しの状況

地域共生社会づくりの考え方や方向性を踏まえ、国では法改正・制度の見直しが行われています。

##### ア 市町村地域福祉計画

平成29年6月に改正された社会福祉法では、「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力義務化」等が規定されています。

社会福祉法の改正を受け、国から示された市町村地域福祉計画の策定ガイドラインでは、主に市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制」「就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方」「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り

方」「地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理」等が挙げられています。

また、包括的な支援体制の整備に関する事項についても計画に盛り込むものとしており、各市町村にはこれらを踏まえた計画策定が求められています。

## イ 社会福祉法人の地域貢献

平成28年3月の社会福祉法の改正により、社会福祉法人においては、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されました。これにより、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに対応していくことが期待されています。

## ウ 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、これまで支援の狭間にあった方々の早期の自立を支援する第二のセーフティーネットとして制度化されました。

生活困窮の背景にある社会的な孤立に対しては、暮らしの舞台である地域の中で解決を図ることが重要となります。その端緒に気づき、支援につなげる体制、地域の多様な主体の連携による見守りや社会参加の場づくり等に取り組むことが重要とされています。

## エ 成年後見制度利用促進基本計画

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこととされています。また、市町村は、国の計画を勘案して、市町村計画を策定するよう努めることとなっています。

## (3) 横浜市の現状と中期的課題

横浜市では、今後、人口が減少に転じることが予想される一方で、65歳以上の人口は今後10年で急増することが見込まれます。更に、ひきこもりや生活困窮等の支援を要する子どもや若者が増加傾向にあり、生活保護受給者数の増加等の問題も増加しています。

市民意識調査によると地域との関係性について、「困ったら相談したり助け合ったりする」割合は減少傾向にあり、お互いに干渉し合わない関係性が増えています。その一方で、退職後に地域活動やボランティア活動に参加したいと考えている人も一定数存在します。

こうした現状の中で、横浜市における中期的課題には、次のようなものが挙げられます。

<b>人口減少</b>	横浜市の総人口は2019年の373万人をピークに減少に転じ、いわゆる人口減少社会が到来します。更に、生産年齢人口はすでに減少が始まっています、将来にわたり減少し続けることが予想されています。
<b>少子高齢化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2025年には65歳以上の高齢者人口が97万人に達し、2030年には100万人を突破、2035年には110万人になると予測されています。一方、子どもの数は、2015年の約47万人に対して2025年には約42万人となり、約5万人の減少（約9%減）が見込まれています。</li> <li>・高齢者人口の増加に伴い、2015年に比べ2025年には要介護認定者数、認知症高齢者数がともに約1.4倍に増加することが見込まれており、それ以後も支援を要する高齢者は増加するものと考えられます。</li> <li>・横浜市の合計特殊出生率は、ここ数年微増傾向にありますが、全国より低い値であり出生数も減少傾向です。依然として少子化の現状は変わっていません。</li> </ul>
<b>社会情勢・世帯構成の変化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を要する高齢者の増加や保険制度改革等により、施設入所や入院による対応は、より重度の高齢者のみとなり、支援を要する人の生活は地域へ移行していきます。</li> <li>・一方で、それを支えることが期待される地域社会では、人口減少・少子高齢社会の進展に加え、単身世帯の増加、家族形態の変容、価値観の多様化、自治会町内会加入率の減少等により担い手が不足し、地域で支援を要する人の生活を支えていく力は脆弱になることが見込まれます。</li> </ul>
<b>複合的な課題の増加</b>	近隣との関係性の希薄化が課題となっており、社会的孤立や、それを背景とする潜在化・深刻化した問題を抱えた世帯も地域に存在し、今後増えていくことが考えられます。こうした地域にある問題は高齢者に限らず、中高年のひきこもりと高齢の親という8050問題や育児と介護の同時進行を意味するダブルケア、生活困窮、子どもの貧困、いわゆるごみ屋敷の増加等、多世代にわたる複合的な課題が増えてきています。

このような状況を踏まえ、第4期市計画は、分野を横断的につなぐ特徴を捉え、各取組を推進していきます。

加えて、様々な課題をできるだけ地域で受けとめ、解決を図ることができるよう、①より住民の生活に近い地域で活動を高めて基盤を強化すること、②必要な人に支援が届く仕組みづくりを更に広げること、③地域の人々が協働して地域課題の解決を通じた地域づくりを進めていくことを重点として具体的な取組を進めています。

## 4 計画の構成について

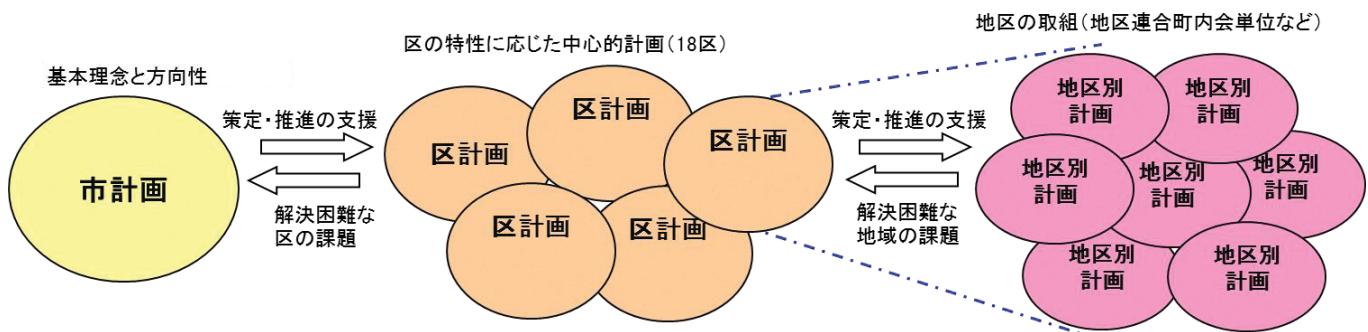
### (1) 市計画・区計画・地区別計画の関係

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画及び地区別計画で構成しています。

政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や、区民ニーズや地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区計画を策定しています。さらに、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期計画から各区で地区別計画を策定・推進しています。

	市 計 画	区計画	
		区(全体)計画	地区別計画
位置付け	基本理念や市としての方向性を示すことにより、区計画の推進を支援する計画	区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画	地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザと協働して策定・推進する計画
盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野別計画を横断的につなぎ、地域福祉保健に関する施策を調整するための連携した取組</li> <li>・区計画を進めるために必要な市や市社協による支援策、区域で解決できない課題に対する市域での取組</li> <li>・市民の活動の基盤整備に関する取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉保健に関する区の方針</li> <li>・地区別計画の活動を支える取組</li> <li>・区域全体の福祉保健の共通課題、住民主体の活動では解決できない課題、区域で取り組むべき課題に対する区・区社協・地域ケアプラザの取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組</li> <li>・地域の課題の解決に向けた、地域の人材と資源を生かした身近な支え合いや健康づくりの取組</li> <li>・支援が必要な人の日常生活に連動した支援策・取組</li> </ul>

### <市計画・区計画の関係性(イメージ図)>



## <市計画・区計画の計画期間>



※1 鶴見/神奈川/西/南/青葉/栄/泉   ※2 中/港南/保土ヶ谷/旭/磯子/金沢/港北/緑/都筑/戸塚/瀬谷

## (2) 圏域の考え方

### ア 地域福祉保健計画における圏域の考え方

横浜市は人口 370 万人の大都市であり、市の中でも地域により生活上の課題等が異なっているため、一律での計画づくりだけでは、課題解決を進める上で十分とはいえない状況にあります。住民が地域生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。地域福祉保健の圏域を横浜市の現状から考えると、次の 6 層に分けられます。

## <地域福祉保健計画における 6 層の圏域>

圏域		圏域の考え方
1層	近隣 自治会町内会の班（組）程度	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援の必要な人を把握し、見守りや日常の生活支援等を行う基礎的な範囲。
2層	自治会町内会 人口平均 1,300 人程度	地域住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンション等もこの範囲。
3層	地区連合町内会 人口平均 15,000 人程度 253 地区	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社協を組織し、活動を行っている圏域。
4層	日常生活圏域(中学校区程度) 人口平均 25,000 人程度 地域ケアプラザ(146 圏域)	地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等、身近な地域課題を解決するための福祉保健サービスや公共施設が整備されている圏域。
5層	区域（18 区） 人口 10~35 万人程度	効果的なサービス提供を実現するために区社協をはじめとした様々な公的機関を整備し、区役所を中心に 1~4 層で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
6層	市域 人口 370 万人	市全域を対象とした、総合的な地域福祉保健の取組を推進する圏域。

## イ 地区別計画における圏域の考え方

地区別計画の圏域については、これまでの各区での計画策定・推進状況を踏まえ、地区連合町内会の圏域を基本とします。また、地区連合町内会に加入しない自治会町内会や、地域ケアプラザが設置されていない地区等もあるため、計画策定・推進の圏域は、集合住宅の団地、マンション管理組合、単位自治会町内会等、地域の状況に応じて住民との話し合いの中で柔軟に設定することも可能です。

＜地区連合町内会のエリアを地区別計画の基本の圏域とする理由＞

その地域を知る人が集まり、話し合い、活動できる範囲として単位自治会町内会が考えられますが、小規模の自治会町内会だけでは解決できない課題も考えられます。

横浜市では、他都市と比較して地区連合町内会が組織的な活動を展開していること、おおむね地区連合町内会の圏域で地区社協が結成されていること、自治会町内会同士が支え合う関係を期待できること等から、地区連合町内会の圏域を基本の圏域としています。

## ウ 取組の特性に応じた圏域の考え方

日常生活の支え合いは、範囲が小さいほどお互いの顔や名前もわかりやすく、日常生活の延長上でできることは継続しやすいため、近隣や自治会町内会のエリア程度が望ましい単位と考えられます。子育てサロン、高齢者のサロン、配食サービス等の活動は、自治会町内会等の圏域で活発に行われている場合が多く見られます。

しかし、複雑な課題や近隣等の小さな範囲では解決することが難しい課題もあります。また、近隣には自分のことを知られたくない、個人的な問題には関わってほしくないといった理由から、あえて広域で活動している団体を選ぶ人もいます。更に、交通網の発達やインターネットの普及等で従来の圏域を越えた活動が広がり、同好の仲間がサークルをつくる等、共通のテーマに基づく広域の活動団体（ボランティアグループや当事者活動団体等）も生まれています。

こうした生活の圏域を越えた区域や市域で活動する人、広域の活動団体が多数存在するのも都市部の特徴のひとつであり、取組の特性に応じて広域の活動団体と連携を図ることも有効です。

## 5 第4期市計画について

### (1) 計画の位置付け

#### ア 市の基本構想・中期計画との関係

##### (ア) 横浜市基本構想（2025年頃を展望した都市の姿）との関係

横浜市では、市民生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、市民が希望をもって生活できるよう、今後のおおむね20年を展望した市政の根本となる指針として、平成18年度に「横浜市基本構想」（長期ビジョン）（以下、「基本構想」といいます。）を策定しました。

基本構想では、「これから約20年で横浜が目指す都市の姿＝市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市」を都市像として掲げました。地域課題や社会的な課題に対して、市民と行政が協働し、互いの特性を生かした取組を進め、多様なニーズにきめ細かく対応することで、市民生活の質の向上を目指すとしています。

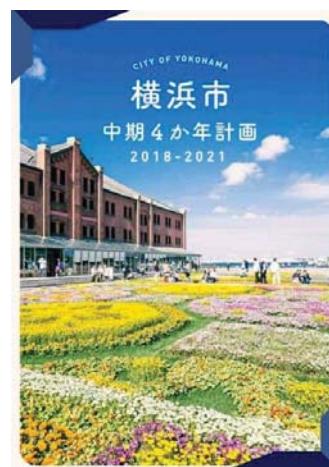
地域福祉保健計画は、基本構想を上位計画とし、基本構想で掲げる都市像を支える5つの柱の一つである「いつまでも安心して暮らせる安全安心都市」を実現するための計画という性質を持ちます。

#### (イ) 横浜市中期4か年計画との関係

横浜市では、将来に向け横浜を更に飛躍させていくために、2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略と、計画期間の4年間で重点的に推進すべき38の政策を取りまとめた「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」を平成30年度に策定しています。

その中の政策14「参加と協働による地域福祉保健の推進」及び政策33「参加と協働による地域自治の支援」において、市民主体の地域運営を進めるとともに、地域福祉保健計画を引き続き推進することにより、地域福祉保健活動のための基盤づくりを進めていくことが位置付けられています。

そのため、「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」と本計画を相互に連動させながら取組を進めています。



## イ 福祉保健の分野別計画、関連する分野

横浜市では、各法を根拠とする福祉保健の分野別計画として、次のようなものを策定しています。

- ・よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）  
(老人福祉法、介護保険法)
- ・横浜市障害者プラン（障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法）
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法）
- ・健康横浜21（健康増進法）

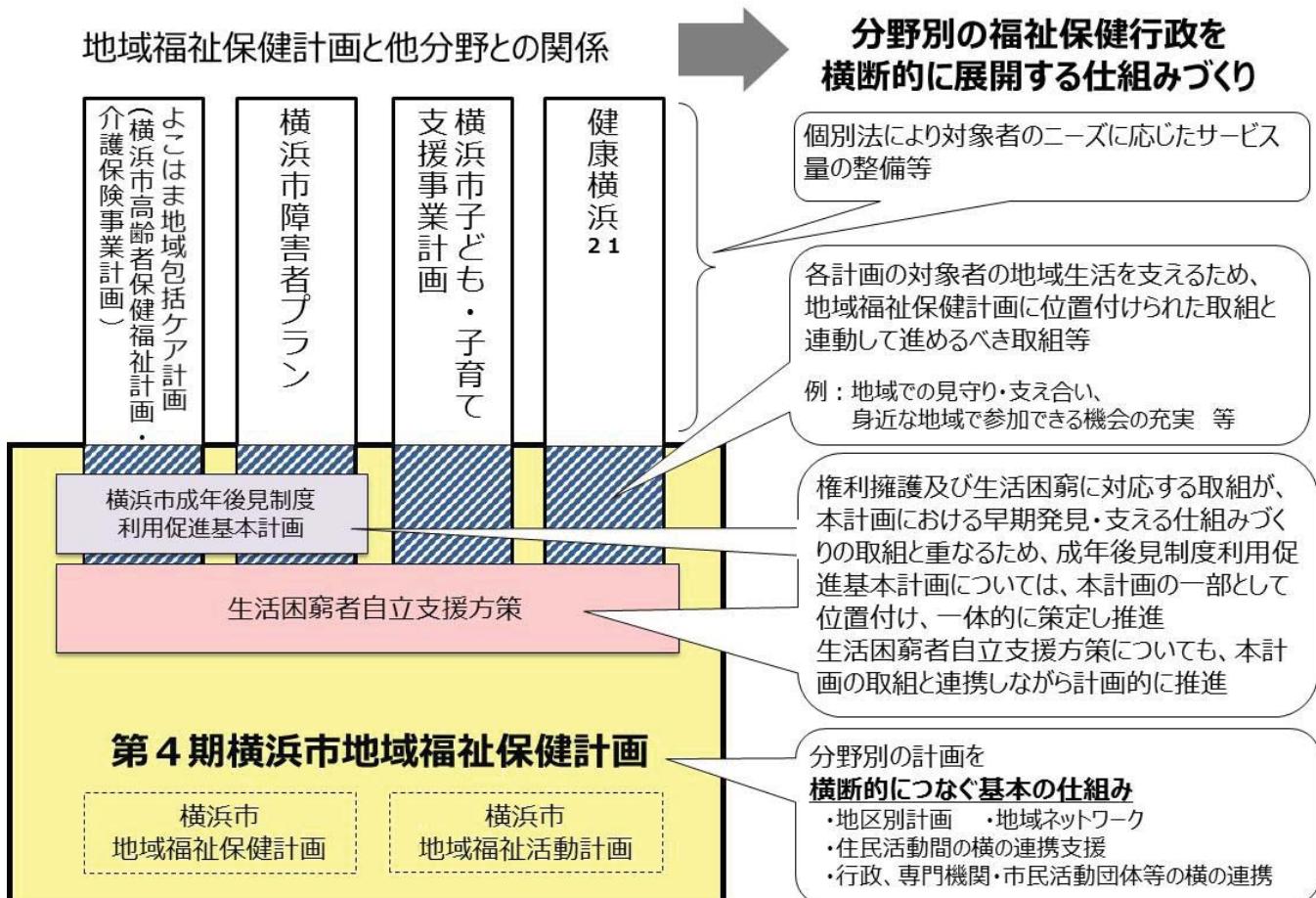
地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

分野別計画で示している対象者の地域生活を支えるための事業や支援については、地域福祉保健計画においても住民と協働して取り組んでいきます。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

このため、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、継続性といった視点で捉え、それを関連付けて行うことが必要です。様々な地域生活課題に地域が主体となって取り組んでいくよう、関連する行政分野との連携を重視し、取組を進めています。

なお、権利擁護及び生活困窮に対応する取組が、本計画における早期発見・支える仕組みづくりの取組と重なるため、成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置付け、一体的に策定し推進します。また、生活困窮者自立支援方策についても、本計画の取組と連携しながら計画的に推進します。

## &lt;他プランとの関係性&gt;



## &lt;他プランの計画期間について&gt;

分野	計画名	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
市全体	中期4か年計画	2014-2017								
地域 福祉	地域福祉保健計画				2018-2021					
	成年後見制度 利用促進基本計画									
高齢	横浜市高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画	第6期		第7期		第8期		第9期		
障害	障害者プラン			第3期			第4期			
子ども	横浜市子ども・子育て支援 事業計画			第1期						
保健	健康横浜21				第2期					

## ＜横浜市地域福祉保健計画と他分野の関係性 イメージ図＞

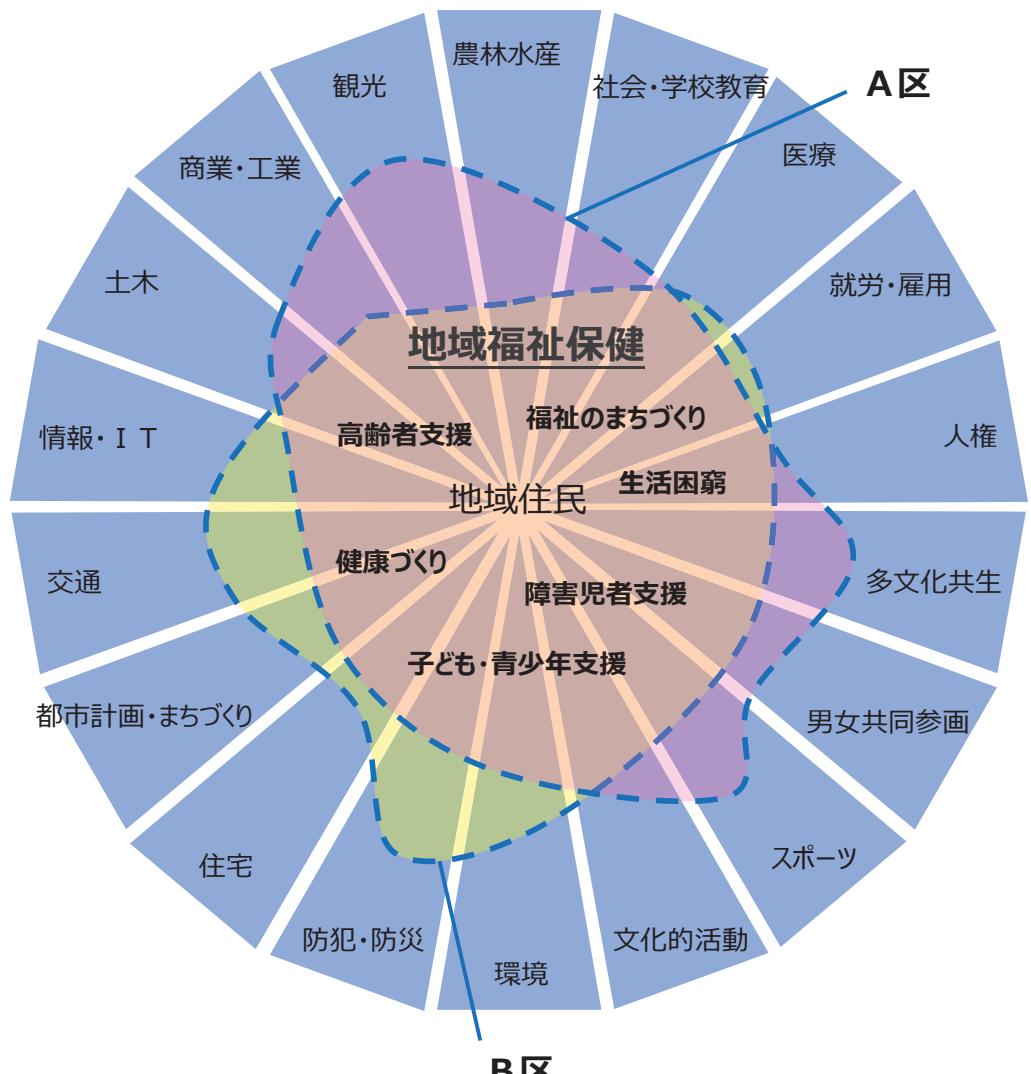
地域でおきる様々な困りごと（地域課題）は、視点によっては都市計画や交通問題等、全ての分野が地域福祉保健（計画）の対象となります。

例えば、ごみの分別ができるていないという「環境」の課題が、ルールを守らないというマナー違反によって発生している場合もあれば、認知症等によりルールが認知・実行できない高齢者が多いという場合もあり、これは地域福祉保健の視点で考えていく課題となります。

また、バスが減便され困っているという「交通」の課題も、地域交通のネットワークの視点で考える場合もあれば、それによって移動が困難な方の買い物や通院が困難になるという視点からは、地域福祉保健の課題・取組として考えていく課題となります。

更には、地域の中で多くの空き家が発生し解消されない課題について、これを「防犯・防火」や「都市計画・まちづくり」の課題と考える場合もあれば、空き家を地域福祉保健活動の拠点として再利用するという視点からは地域福祉保健の課題・取組として考えていく課題にもなります。

従来、地域福祉保健が担ってきた住民と協働して課題を解決するという方法を、環境問題や地域のまちづくりでも推進していくために、様々な分野の施策が連携して地域の生活課題を解決する姿勢が大切です。ただし、地域の課題の状況は各区・各地区により異なるため、地域福祉保健計画に取り上げる課題の優先順位や目標は、地域により異なる場合もあることに留意が必要です。



## &lt;福祉保健の分野別計画（抜粋）&gt;

**よこはま地域包括ケア計画～第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～****2018（平成30）年度～2020（平成32）年度****▶基本目標**

ポジティブ・エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしいられる

「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

**▶基本的な方向****I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して**

- 誰もが、いくつになっても、その人に合う役割を持ち、地域の担い手となることができるよう、「介護予防・健 康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます。
- 地域共生社会の実現に向け、多様な主体が連携した包括的な支援体制により、活動や支援が充実し た地域づくりを進めます。

**II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して**

- 医療・介護が必要になっても地域で安心して生活できるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福 祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携等、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供 することができる体制を構築します。

**III 認知症にやさしい地域を目指して**

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目 指します。
- 認知症の人や家族のニーズを踏まえ、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サ ービスの適切な提供、連携を推進するとともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目 のない支援体制の構築を進めます。

**IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して**

- 要介護高齢者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の大幅な増加が見込まれる中で、多様なニーズ に対応し、個々の状況に応じた選択を可能とするため、必要な施設や住まいを整備します。
- 施設・住まいに関する相談体制の充実を図り、個々の状況に応じたサービスが選択できるよう支援します。

**V 安心の介護を提供するために**

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、 ②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組みます。

**VI 地域包括ケア実現のために**

- 市民に分かりやすい情報の発信や介護サービスの適正な提供・質の向上等、 横浜型地域包括ケアシステムを支える基盤整備を進めます。

**▶保険料の推計**

介護サービス量等の見込み・保険料の設定等



## <地域包括ケアシステムと横浜市地域福祉保健計画との関係について>

地域包括ケアシステム構築のため、特に住民主体で行う高齢者を対象とした取組は、**地域福祉保健計画に位置付けられた様々な取組と連動させながら、中長期的な視点で進めていきます。**

地域包括ケアシステムの介護・医療・介護予防・生活支援・住まいの5分野のうち、特に介護予防・生活支援分野は、地域福祉保健計画の中でも、自治会町内会等住民と協働して取り組んでいるものが多くあります。

一方、介護・医療分野では専門職間の連携や多様な主体によるサービス・支援の提供体制の構築が、施設・住まい分野では、行政や民間事業者、NPO法人等と連携した取組が必要になります。

これまで、地域福祉保健計画の推進により築いてきた、様々な福祉保健活動は横浜の財産です。

こうした礎をもとに、地域包括ケアシステムに向けた取組を進めることで、地域活動が活性化し、双方の充実が図られることを目指します。



## 横浜市障害者プラン（第3期）

2015（平成27）年度～2020（平成32）年度

### ▶基本目標

「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」

### ▶テーマ別取組内容

#### テーマ1 出会う・つながる・助け合う

普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

#### テーマ2 住む、そして暮らす

住まい、暮らし

#### テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

健康・医療、バリアフリー、権利擁護

#### テーマ4 いきる力を学び・育む

療育、教育、人材の確保・育成

#### テーマ5 働く、活動する、余暇を楽しむ

就労、福祉的就労、日中活動、移動支援、文化・スポーツ・レクリエーション



## 横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～

2015（平成27）年度～2019（平成31）年度

### ▶目指すべき姿

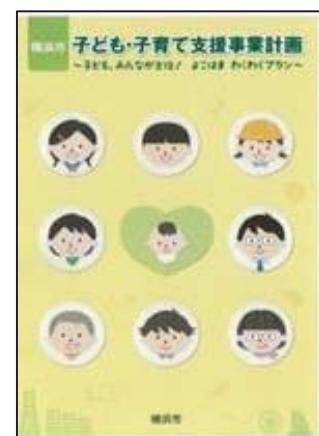
未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

### ▶子ども・青少年への支援：子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

- ・乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
- ・学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
- ・障害児への支援
- ・若者の自立支援の充実

### ▶子育て家庭への支援：出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

- ・生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- ・地域における子育て支援の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止



### ▶社会全体での支援：

- ・自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる
- ・児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
- ・ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

## 第2期健康横浜21

2013（平成25）年度～2022（平成34）年度

### ▶基本理念

すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

### ▶基本目標

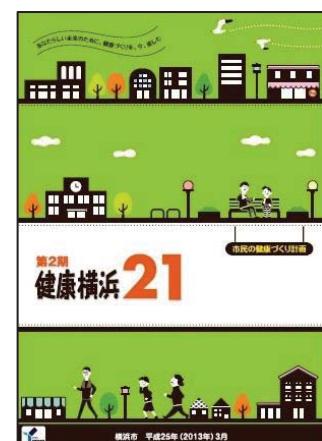
10年間にわたり健康寿命を延ばします。

### ▶取組テーマ

1. 生活習慣の改善
2. 生活習慣病の重症化予防

### ▶第2期計画の特色

- その1 ライフステージに合わせた取組を行います
- その2 「きっかけづくり」と「継続支援」を目指した取組を進めます
- その3 区の特性をふまえ、さまざまな関係機関・団体と連携した取組を進めます



### ▶平成29年度の中間評価結果を踏まえ、特に強化していく取組

- ・生活習慣病対策の強化
- ・生涯を通じて自立した生活を送るための体づくり
- ・受動喫煙防止対策の強化
- ・こころの健康づくりの推進

## (2) 計画期間

2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までの5年間とします。

## (3) 基本理念

第3期市計画を引き継ぎ、計画推進を通じて目指す目標像を基本理念として、次のように設定します。

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

## (4) 計画の基礎となる共通の考え方

計画の基礎となる共通の考え方を、社会の情勢等を踏まえ大きく3つに整理しました。

### ア 誰もがお互いに認め合い、安心して暮らせる社会を目指します。

地域には様々な立場や背景のある人が存在しています。真に支え合える地域を実現するためには、誰もが同じ地域の仲間として受け入れられることが基本です。また、市民一人ひとりが多様性の理解を広げ、立場や背景を越えてつながり、お互いを認め合うことが大切です。

誰もが地域のつながりの中で自分らしいられる地域社会を目指します。

### イ 誰もが地域と関わりながら、お互いに支え合い、健やかに暮らせる社会を目指します。

地域や人とのつながりから広がった住民同士の見守りや支え合いの取組は、身近な生活上の課題に対するいち早い解決に向けた基礎となります。

また、誰もが健やかに暮らせるまちの実現に向けて、一人ひとりが健康に過ごしていくための取組を進めていくことが重要となります。一人ひとりの心身の健康は、自らが健康づくりに取り組むことに加え、社会や人とのつながりを通して自分の居場所や役割を発見することで、生きがいや心の豊かさが醸成されることによってもたらされるものです。

地域住民及び団体が、お互いに支え合い、誰もが健やかに暮らせる社会を目指します。

### ウ 地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。

困りごと（生活課題）を抱えている人に対して、住民それぞれが他人事ではなく、困ったときはお互いさまの気持ちで、自分にできることを行うことが重要です。

また、地域住民や関係団体だけでなく、施設や企業、商店、NPO法人、学校等が、地域と連携・協働することで、より幅広く課題に対応することができます。生活課題及び地域課題を「我が事」として捉え、様々な主体が連携し、それぞれの力を生かし解決していく社会を目指します。

## (5) 第4期計画の5つの特徴

- より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進
- 人材の確保・育成
- 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり
- 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進
- 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

### ア より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進

区役所・区社協・地域ケアプラザの連携による地域への支援については、地区連合町内会圏域で策定された地区別計画に基づいて行われています。一方で、地区連合町内会の中でも地域状況に差があるため、地域の課題を自治会町内会単位で捉え、住民が取り組む地域の活動も自治会町内会を単位として実施されているものもあります。

既に、区社協や地域ケアプラザによる地域活動の支援も自治会町内会圏域が中心になりつつあることを踏まえ、より住民に身近な地域の活動を支援できるよう必要な取組を進めていきます。

### イ 人材の確保・育成

自治会町内会や地域活動における担い手不足については、いずれの地域においても課題となっており、地域で活躍できる担い手の育成について継続して取り組んでいく必要があります。人材育成については、これまで市計画で取り組んできていますが、第4期市計画では、人材づくりを地域福祉保健の推進における最重要項目の一つとして計画に位置付けます。支援機関の職員や地域活動者・団体だけでなく、より幅広く市民一人ひとりに焦点を当て、地域の人材づくりを進めます。

### ウ 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり

日々の生活の中で、家族の助けを借りながら、自立した生活を送る力を高めることが大切です。一方で、社会的に孤立している人や支援を必要としている人にとっては、自立した生活を送ることが難しい場合が多いため、地域の人とお互いに支え合いながら自立を目指すことが重要です。

本計画では、「支え手」と「受け手」が固定されない、全ての人に役割がある場や機会の創出、地域の多様な主体の連携・協働を通じた地域づくりへの主体的な関わりの促進等、地域共生社会の実現に向けた考え方を重点項目の方向性や具体的な取組に反映します。

また、従来の取組では気づくことが困難であった、社会的孤立や生活困窮等を抱え、支援を必要とする人に気づき、支える仕組みを検討します。

## 工 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進

地域福祉保健活動の裾野を広げるため、多様な価値観に合わせた選択肢の提案等を通じて市民をはじめとする多様な主体の幅広い参加を一層促します。複雑・多様化する地域の課題に対応するため、第3期まで推進してきた「幅広い参加」、「関係づくり」を更に進め、地域住民・組織、施設、企業、NPO法人、学校等、地域に関わる多様な主体が連携・協働して必要な活動に取り組めるよう支援します。

また、社会福祉法人については、社会福祉法の改正により今後更に公益的役割を果たすことが期待されています。社会福祉法人が地域貢献を行うために必要な支援についての方向性を示し、具体的取組として盛り込みます。

## オ 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

成年後見制度が必要な人や生活困窮者を早期に把握し支援する取組が、本計画における早期発見・支える仕組みづくりの取組と重なるため、成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置付け、一体的に策定し推進します。また、生活困窮者自立支援方策についても、本計画の取組と連携しながら計画的に推進します。

なお、生活困窮者自立支援方策の方向性（総論）については、平成27年度より開始された生活困窮者自立支援制度の理念の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を本計画の推進の柱や重点項目の中に盛り込み、地域における生活困窮者の早期発見や社会参加の促進を図ります。

## (6) 市民の皆様と共に取り組んでいくこと

### ア 地域福祉保健の推進に市民参加が求められる背景

横浜市には多様な人材と活発な市民の力があります。これまでこの市民力を生かして、市民と市民があるいは市民と行政が協力し地域の課題解決に取り組んできました。今後も市民だけでなく地域の様々な関係機関や担い手が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めています。

地域の中では、ある場面で支援を受けている人が別の場面では支援を行うというお互いさまの関係づくりが、住民同士の相互理解、信頼感、地域の安心感を高めていきます。それは同時に、それぞれの生きがいや健康維持にもつながっていくものです。

しかしながら、近隣との関係の希薄化が進む中では、支えられる側が支える側になるという双方向の関係性はなかなか深まるものではありません。まずは、自分や自分の家族について関心を向け、問題を解決していくことから始めることが重要となります。そして自分に関心を持つと同時に、近隣の人々や地域についても関心を向け、それぞれができるることを生かして役割を分担・連携し、協働していくことによって、地域福祉保健を推進していくことができます。

例えば、人は誰しも自身の問題や課題を家族等と一緒に乗り越えてきた経験があります。その経験をもとに「他の人はどのように乗り越えるか」「この問題だったら他の人にアドバイスができる」といったことから地域を

考える契機となることがあります。また、家族が少なくなり、自分の家で「地域が交流できるサロンを開いてみたい」といった積極的な考えが生まれることがあります。

こうした考え方と地域の課題（地域住民とつながりが薄く、周りと関わりたがらない人が多い等）とが結びつき課題解決につながることが非常に重要なポイントになり、更に、こういった姿を地域で共有することでそれまで関わってこなかった地域住民を巻き込むきっかけにもなります。これらが重なり合うことで、少しずつ、地域のことを「自分ごと」として認識していく意識の醸成につながります。

## イ 市民の皆様に伝えたいこと

地域福祉保健を進めていくには、市民一人ひとりが、自助の力を高めていくことが求められます。「自助」とは自己や家族ができるることを行い、自分の力を発揮し自己決定することで、必ずしも人の助けを借りずに自立することではありません。日頃から隣近所にあいさつをすることや、困ったときには助けを求められる関係を日頃からつくっておくこと、お互いに支え合いながら生活していくことも自助といえます。また、日常生活を送るうえでは、自分のやりたいことを自分で決定し実行していくことが重要ですが、その前提として、心身ともに良い健康状態を保つことが重要です。

困りごとを抱えている人に早期に気づくためには、その人自身が自ら声をあげ課題解決していくことも重要ですが、中には自ら声をあげることが困難な人もいます。「何か様子がおかしい、気になる」と感じた人から声をかけ話を聞くこと等をきっかけに、深刻化する前の早い段階で課題解決につなげることができます。

地域をより良いものとするため、地域の課題を「自分のこと」として課題の解決に関わるとともに、日常的なつながりの構築のため、地域活動やボランティア活動等に対する理解を深め、地域づくりに参画することが期待されます。また、「自分のこと」として認識した地域の課題に地域住民と一緒に解決に取り組むことで、今まで関心のなかった人が「自分も手伝えることができた」という気持ちに変わり、少しずつ「何かができるかもしれない」という意識に変わっていきます。こうした積み重ねによる気づきと学びが地域社会との関わりの一歩となり、地域づくりにつながっていきます。

一人ひとりが一緒に地域をつくっていくことで、人と人がつながり、お互いに支え合い、安心して自分らしく健やかに暮らせる社会を目指していきましょう。

## ウ 行政・社協・地域ケアプラザの役割

地域福祉保健の推進に当たり、行政・社協・地域ケアプラザは、生活課題や地域課題の解決へ向けたコーディネートの中心を担います。地域課題が多様化・複合化する中で、連携による取組がますます重要な役割となっています。

各組織の内部や職種間、事業担当者間の連携を強化し、分野横断的な体制を整えながら、地域の中で本人に寄り添い解決に導く個別支援と、地域の課題を地域住民等と共有し解決に向けて取り組む地域支援を連動させ、課題解決へ向けたネットワークづくり、仕組みづくり、人材育成等に取り組みます。

各区、各地区で地域福祉保健計画を推進していく際も、区役所・区社協・地域ケアプラザの三者が連携しながら、それぞれの役割を果たしています。

## (ア) 区役所

各区の地区連合町内会単位で配置する地区別支援チームや地区担当制等、部や課の垣根を越えて職員が連携できるよう横断的な「地域と向き合う体制」を整備し、各地区別計画の策定・推進等、地域支援に取り組んでいます。また、福祉保健センターは、福祉と保健の統合のメリットを生かし、区域の福祉保健全体を俯瞰しつつ下支えていく役割をもつ、地域福祉保健の総合的な第一線機関です。福祉保健センターは総務部及び土木事務所と連携を図りながら、総合的に地域福祉保健計画を進めるうえで中心的な役割を担います。区役所は、地域とともに取組を進めてきた実績と地域福祉保健計画策定・推進のための組織・体制等を基盤に、個別支援を通して把握した地域課題や潜在的な課題も認識しながら取り組みます。

### (イ) 区社協

地域住民や様々な団体・施設・関係機関等の参画を得て、地域の生活課題の把握とその解決の仕組みづくりを進めていく地域福祉の推進役として法的にも位置付けられた組織であり、その事務局を担う職員は地域支援の専門性を有しています。高い公共性を持ちつつも民間組織であることを生かし、開拓性・即応性・柔軟性をもって地域支援に取り組みます。

### (ウ) 地域ケアプラザ

横浜市では地域ケアプラザを地域に身近な福祉保健活動の拠点として位置付けているため、区計画及び地区別計画の策定・推進について区役所・区社協とともに取り組んでいます。地域ケアプラザは、寄せられたあらゆる層の人の相談を受け止めており、これらの相談を通して様々な個別課題を把握するとともに、日常業務や地域住民とのつながりを通して豊富な地域情報を把握しています。個別課題にとどまらず地域の課題を把握し、課題解決に向けた活動を行うとともに、それらの活動をつないで、地域の中で見守り、支え合う仕組みづくりを行う等、地域支援の中核的な役割を担います。

## 二 行政・社協・地域ケアプラザと市民との関係

市民と支援機関である行政・社協・地域ケアプラザは、協働する中でお互いに刺激を受けて更に良い成果を生み出していくことが可能となります。地域づくりは支援機関だけで行うことは難しく、また、公的なサービスでは解決が難しい課題にあっては、市民に協力を求めることがあります。

支援機関は地域課題解決のため、地区連合町内会及び地区社協等との協働により、地域住民による主体的な課題解決の取組が進むよう、連携して支援する体制づくりを進めます。

更に、支援機関には、支援を必要としている人への支援だけでなく、地域で起きる様々な課題を「自分のこと」として受け止めていく地域住民の意識の醸成や、市民の願いや思いから地域課題に気づき、解決につながるような支援も求められています。